

ラスパイレス指数は 79.6

ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職の給料表(一)の適用職員俸給額とを、学歴別・経験年数別に対比させて比較し算出したもので国を100としたものです。

◆育児休業などの取得状況

平成18年度に育児休業を新規に取得した職員は2人でした。

◆時間外勤務の状況

平成18年度における一般職員の月当たり平均時間外勤務時間は4.3時間で、平成17年度(3.5時間)から増加しました。

主な時間外勤務の内容は、福祉事務、税の賦課事務などです。

4 職員のサービスの状況

◆職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為などの禁止、営利企業などの従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。

◆職務専念義務免除の状況

職員は、法律または条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません。

ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合その他任命権者が定める場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成18年度における承認件数は、総合検診を受診する場合56件、昇任試験を受験する場合4件となっています。

5 公平委員会の業務の状況

勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての案件はありませんでした。

平成18年度における の状況をお知らせ

◆特別職の給与・報酬などの状況 (H18.4.1現在)

		給料月額など	期末手当
町	長	480,000円(678,000円)	4.4月分 (15%加算) 措置有
助	役	475,000円(588,000円)	
収	入 役	470,000円(547,000円)	
教	育 長	465,000円(521,000円)	
議	長	265,000円	
副	議 長	210,000円	
議	会各委員長	195,000円	
議	員	190,000円	

※()内は、特例減額措置前の額

平成19年4月1日より助役は副町長へ移行し、収入役は廃止しました。

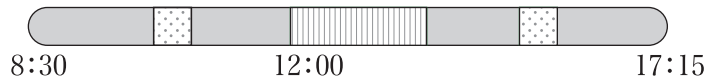
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

◆勤務時間の概要

1週間当たり40時間(原則、月～金曜日)

■ 休憩時間 10:00～10:15、15:00～15:15

■ 休憩時間 12:00～12:45



◆休暇制度の概要・種類など

○年次有給休暇 労働基準法の規定に基づき、1年につき最高20日間付与される有給の休暇です。前年からの繰越分を含めると最高40日間です。

※平成18年の一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は、11.2日で、平成17年(9.5日)から若干増加しています。

○病気休暇 負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、最小限度必要と認められる期間、治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

○特別休暇 特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。

○介護休暇 負傷、疾病などで、日常生活を営むのに支障がある親族を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。